

いじめの防止に向けて

中洲小学校

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

1 いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

教職員は、自己存在感や充実感を感じられる学級や学校にする「居場所づくり」に努め、児童生徒は主体的に取り組む共同的な活動を通して、互いの信頼関係等を築いていく「絆づくり」に取り組んでいく。（年間計画参照）

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

地域、家庭と一体となって取組を推進するために資料等を活用して啓発する。

2 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。

いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

地域や家庭と連携して児童生徒を見守る。

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめが確認された場合の対応

組織的な対応を行う。

学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。

学校の体制整備

日頃らいじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく。

学校における組織的な対応を可能とするような体制を整える。

1 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ・ 道徳教育や特別活動等とおして、児童の生徒同士の好ましい人間関係を築く。
- ・ いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢をしめす。
- ・ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- ・ いじめを見て見ぬふりはしないように指導する。
- ・ 一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
- ・ いじめについて考えさせる場を計画的に設ける。
- ・ 行事等とおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- ・ いじめ解決に向けた、児童生徒の主体的な活動を支援する。

2 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ・ 日常の行動観察（登下校、健康観察・休み時間の様子・ノート等の書き方の変化）
- ・ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有（6月・11月・2月）
- ・ 県作成の「いじめ対策必携」の活用
- ・ 定期的な教育相談による児童生徒の状況の把握と情報の共有
（アンケート実施後は必ず行う）
- ・ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用
- ・ 管理職をはじめ、全教職員による校内巡視等の実施
- ・ 学校便りやPTAの会合を通じた学校の取り組みの発信及び情報の収集・共有

3 早期対応

いじめを認知した場合は、学校全体で情報の共有化を図るとともに、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導、周囲の児童生徒へのケアなど教職員が役割を分担し、迅速で組織的な対応を行う。

役割分担

- 【担任・教頭】
- ・ いじめられた児童の事情聴取と支援
 - ・ いじめた児童の児童聴取と指導

校長へ報告 指示

- 【教頭】
- ・ 保護者への対応
 - ・ 関係機関への対応
 - ・ 教育委員会へ対応方針について連絡・相談

- 【生徒指導主任】
- ・ 周囲の児童生徒と全体児童への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

【児童】

- ・ いじめられた児童，いじめた児童，周囲にいる者から個別に聞き取りを行う。
- ・ 事情聴取は，被害者 周囲にいる者 加害者の順に行う。
- ・ いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・ 情報の食い違いがないか，複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・ 聴取を終えた後は，当該児童を自宅まで送り届け，教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

【保護者】

- ・ 直接会って，具体的な対策を話す。
- ・ 協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

いじめられた児童への基本的な関わり方

児童の安全の確保に配慮して安心させ，児童との信頼関係を築く。
児童の話聴くことを重視し，その思いを受け止め，共感的理解に努める。
具体的支援については，本人の意志や希望を大切にし意向を確認しながら。
上記ポイントを押さえながら，いじめられた児童の心のケアを心がけていく。

いじめられた児童への対応

いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに 秘密を守ることを約束し，安心感を与える。
つらさ，悔しさ等を温かく受け止め，本人の意思を確認しながら，今後の対応を一緒に考える。
決して一人で悩まず，大人に相談することの重要性を伝える。
よい点を励ますなど，自信回復への積極的支援を行う。
自己肯定感を回復できるよう 学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
仲直りをして問題が解決したと考えず，その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

秘密が守られる環境を用意する。
焦らずせかさず共感的に接する。
心の整理をする時間を確保する。
これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
教師 = 見方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

いじめた児童への対応

いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ，いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し，謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで，個別の関わりを継続する。

当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。

集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。

何がいじめであるかなどいじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。

不満や、充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊にする指導を根気強く継続して行う。

いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。

場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。

いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

いじめた児童と個別面談をする際の留意点

開き直りに対処する。

暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合のよい方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。

「被害者にも非がある」と認めてはならない。

「確かに、（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「も悪いといったから、自分は悪くない」と自分の都合のよい方向に解釈することがある。

いじめという言葉を使わずに指導する。

いじめた行為を指摘すると「ただ借りていただけ」と自分の都合のよいように取り繕う児童もいる。「自分の物がなくなったり、他の人が使っていたりしたらあなたはと思う？」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる？」というように、いじめという言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。

いじめられた児童の保護者への対応

発見した日その日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。

学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。

学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。

家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでもよいので相談するように伝える。

場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

いじめた児童の保護者への対応

責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに

共感してもらおう。

「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

担任等が仲介役となり、いじめられた児童の保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。

子どものよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

傍観者等への対応

いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。

はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

見て見ぬふりをする背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。

いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

(法第28条第1項第1号に関わる事態)

- ・ 児童生徒が自殺した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に関わる事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への緊急対応

重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

全校体制による緊急対応

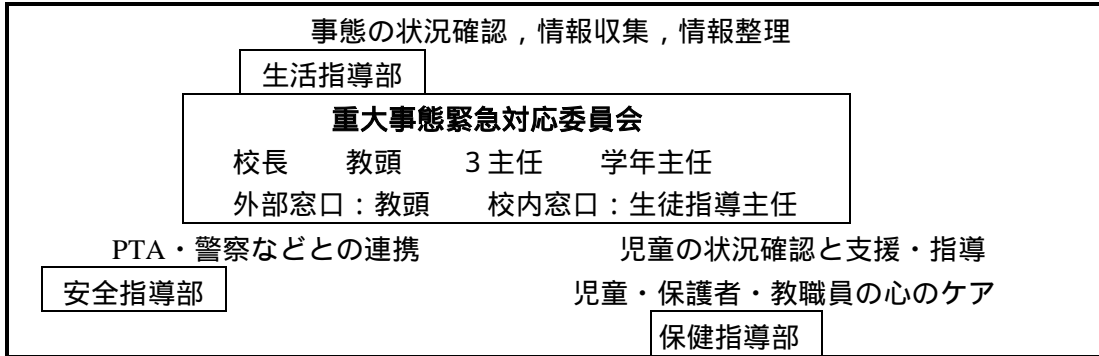
- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ PTA・警察などとの連携など
- 市教育委員会との連携
- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請

- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

法第 28 条第 1 項の規定に基づき，重大事態に対処するとともに，再発防止に資することを目的として，事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

因果関係の特定を急ぐべきではなく，関係機関等との情報連携を図りながら，客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ(いつ頃から) ・どこで ・誰が ・何を，どのように(態様)
- ・なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合 聞き取り調査を中心に実施するなど，調査については十分な配慮を行い，インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも十分配慮する。

- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・ 「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施

いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合(いじめられた児童が入院または意識不明等の病状や死亡した場合)，当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し今後の調査について協議し，調査に着手する。

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童およびその保護者はもちろんのこと，調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し，調査の実施と並行して，市教育委員に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について，十分に明し，合意を得ておく。

ウ 調査によって得られた結果については，分析・整理した上で，いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し，承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，窓口を教頭として，市教育委員会と連携を取りながら対応する。

5 その他

学校いじめ防止基本方針を，学校のホームページで公表し，児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め，実践への意欲換気を図ることができるようにする。

学期末に，定期的な点検・見直しを行い，これに基づいた必要な措置を行い，学校いじめ防止基本方針を更新していくようにする。